小規模企業者の力強い味方！
那覇市小口資金融資制度

この融資制度は、市内の小規模企業者に対して必要な事業資金の融通を図る目的で設けられています。沖縄県信用保証協会が担保力・信用力の不足がちな小規模企業者の保証人となり、那覇市と金融機関の資金を融資するという仕組みで、運用しています。

事業の資金調達にお困りの小規模企業は、悩まずにまずはご相談ください。

※小規模企業＝〈一般小口資金の必要条件〉の③に該当する企業

融資内容について

この融資制度は、市内に事業所を有し、業歴が6ヵ月以上（特別小口は1年以上）の小規模事業者を対象とします。

平成21年度の申し込み期限は、平成22年3月31日までで、商工農水課か那覇商工会議所へ申し込んでください。（融資枠に達し次第締切）

詳しくは、図1「融資内容」をご覧ください。なお、この制度の利用は1企業1件までです。

申込の条件について

〈一般小口資金の必要条件〉

①平成21年1月1日までに那覇市に住民登録し、引き続き居住しているもの。（個人企業の代表者のみ）

②市内に6か月以上事務所を有し、この間継続して同一の業種に属する事業を行っているもの。

③雇用する従業員が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建設業・工業などの場合は20人以下の会社または個人企業。（経営者、役員、家族従業員を除く。常勤のパート・アルバイトは従業員に含む）

④市税の滞納がないもの。

⑤許可、認可、届け出を必要とする業種に該当する場合の事業者は、許可、認可を受け、または届け出を行った者。

⑥適切なる事業内容および事業計画を有するもの。

⑦保証協会の保証対象業種であるもの。

※詳しくは担当課まで

⑧保証協会が現に保証する無担保保証に係る債務額と那覇市小口資金融資に関する規則に基づく融資申込みの合計金額が、保証協会の無担保保証による保証限度を超えていないもの。

⑨借換融資の対象は、現に受けている小口融資の元金の2分の1以上を償還しているもの。

〈特別小口資金の必要条件〉

一般小口資金の必要条件を満たし、その上次の3つの条件に該当していること。

①保証委託申込の日（保証協会へ調査が依頼される日）

※「融資の手順について」参照）の1年以上前から同一の業種に属する事業を行っているもの。

②源泉所得税以外の所得税、事業税または所得割のある県民税もしくは市町村税のいずれかについて、課税され完納しているもの。

③当融資制度以外で、保証協会の保証を受けていないもの。

融資の手順について

【金融相談】

商工農水課または那覇商工会議所で金融相談し、申込書の用紙を受け取る。

↓

【借入申込書提出】

申込書に必要な書類を添えて、商工農水課または那覇商工会議所へ申し込む。

↓

【融資依頼】

市が必要な書類がそろっているか確認後、申込書を受理するとともに金融機関へ融資依頼。

↓

【銀行の調査】

銀行による企業の内容調査が行われます。

↓

【保証協会調査】

保証委託申込を受け、保証協会が調査を行う。その結果、適当と認められたときは保証協会から取扱い金融機関へ保証承諾書が送られます。

↓

【貸付契約締結】

銀行、保証協会の調査の結果により、資金の貸付が決定すると貸付証書が作成され、取扱い金融機関から融資されます。

↓

【貸付金の返済】

取扱い金融機関へ貸付金の返済。取扱い金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫の4行です。また、申込から融資の実行までに1ヶ月程度かかりますので、計画的にお申し込みください。

■お問い合わせ
商工農水課
☎951－3212
（銘苅庁舎2階）

図1　融資内容

	一般小口資金	特別小口資金 ※個人事業所のみ
資金使途	運転、設備、運転設備、転業	運転、設備、運転設備
限度額	750万円	750万円
融資期間	運転、転業 （5年以内） 設備、運転設備 （7年以内） （据置6月以内）	運転 （5年以内） 設備、運転設備 （7年以内） （据置6月以内）
年利率	2.65%	2.45%
保証料率	無担保 0.45～1.45% 有担保 0.35～1.35%	0.6%
保証人	個人は必要に応じて 法人については、代表者が必ず連帯保証人となります。	不要

平成21年5月現在

「なは商人塾」の活用を！

市では、市内中小商業者等の健全な発展を支援するため、「なは商人塾」を設置して商業の活性化に向けた次の施策を行っています。融資といっしょに活用してください。

★交流支援事業
商店街組合や通り会による研修会場・会議室としてご利用になれます。（研修室50人収容）

★人材養成研修助成
中小企業大学校等の行う研修に、従業員等を受講させる場合、その経費の一部を助成します。

★先進商店街視察研修助成
商店街、通り会が、先進商店街などの視察を実施する場合、その経費の一部を助成します。

■お問い合わせ
なはまちなか振興課
☎867－5260

5月30日は ごみゼロの日！ ごみを見つめなおすDAY～

5月30日は「ごみゼロの日」です。

市では、この「ごみゼロの日」にちなんで「ごみゼロキャンペーン～ごみを見つめなおすDAY～」と称し、市民及び事業所のみなさまに対し、4R運動の実践を呼びかけています。

4R運動とは、①リフューズ＝いらないものは断る②リデュース＝減らす③リユース＝再利用する④リサイクル＝再資源化するの「R」で始まる4つの行動です。

例えば、①＝買い物でマイバックを持参し、レジ袋はもらわない②＝食べ残しをしないよう、ごはんは必要な分だけ作る③＝買ったものはすぐに捨てず、大切に使うように心がける④＝空き缶やペットボトルなど、資源化できるごみはルールに従って分別するなど、家庭でも少し工夫するだけで簡単にごみを減らすことができます。

「ごみゼロの日」から4つの「R」を実践し、ごみを減らせるよう、みんなで取り組んでいきましょう！

■お問い合せ　環境政策課
☎951－3231
※ごみの分別などについてはホームページをご覧ください。
http://www.gomi.city.naha.okinawa.jp/

エコアクション連続講座のご案内

市民一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、「那覇市地球環境保全行動計画（みんなで行うエコアクションなは）」を実践していただく動機づけとなるよう、那覇市緑化センター（新都心公園内）を拠点に、環境意識啓発のための講座を今年度5月から連続講座として実施しています。

講座の内容は、省エネルギーの推進や地球温暖化防止親子講座、エコドライブ講習会など、月ごとに内容を変えて開催する予定です。

※講座情報は「なはエコホームページ」をご覧下さい。

■お問い合わせ
ゼロエミッション推進室
☎951－3392

毎月1日、20日はノーマイカーデーです。おでかけにはなるべくバス・タクシー・モノレールをご利用ください。
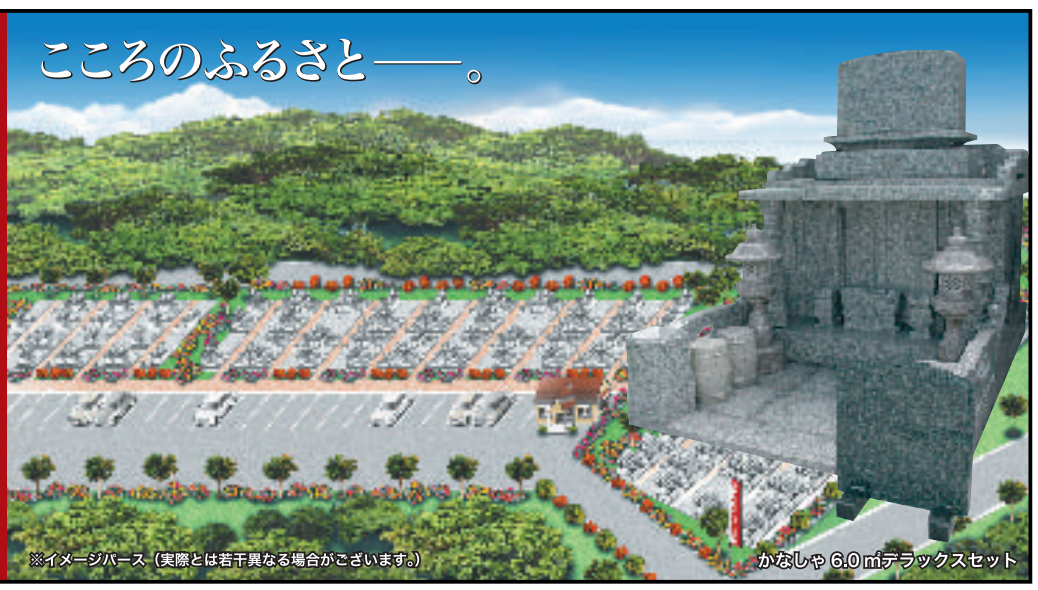
首里弁ヶ嶽近く、高速那覇インターから車で3分。
今夏、誕生！
好評予約受付中!!
管理型公園墓地
成田山あらかわ霊園
【業務代行】株式会社 成田妙苑 | はっさよ～！ ここいい！
TEL：098-834-9911
【事業主体】宗教法人 成田山 福泉寺【墓地経営許可番号】第3866号 URL http://narita-m.co.jp